

カルテ開示のご案内

当院では、医療を受ける患者さんの相互の理解を深めるために、診療記録を共有することは大切と考えており、お互いの信頼関係を保ちながら治療効果を高め、より質の高い医療を実現させることを目的として、診療記録（カルテ等）の開示を実施しています。

1. 開示請求ができる方

- ①原則として患者さんご本人
- ②患者さんに法定代理人がある場合は、法定代理人
- ③患者さんご本人から代理権を与えられた者
- ④患者さんの判断能力に疑義がある場合には、現実に世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者
- ⑤患者さんが亡くなられている場合は、患者さんの法定相続人

2. 請求手続きについて

(1) 開示の受付

申請者は、「診療記録等の開示申請書（当院様式）」を病院へ提出

(2) 申請時に必要なもの

①本人の場合

・運転免許証・パスポート・身分証明書等、顔写真付の証明証など

②ご家族の場合

・運転免許証・パスポート・身分証明書等、顔写真付の証明証など

・戸籍謄本

・患者さんの同意書

③保険会社の場合

・運転免許証・パスポート・身分証明書等、顔写真付の証明証など

・申込者の名刺

・患者さんの同意書

※保険会社から委託会社へ委託した場合は、委託したことが分かる書類

3. 開示に関する費用

①開示手数料：3,300 円(税込み)

②診療録閲覧料：1,100 円(税込み)

③画像

・コピー(フィルム)：550 円～880 円(税込み)

※フィルムの大きさにより異なります。

・コピー(CD-R)：2,200 円(税込み)

④コピー代金：1 枚 22 円(税込み)

⑤医師による口頭説明(1 時間あたり)：6,600 円(税込み)

4. 開示請求及び問い合わせ窓口

東京歯科大学市川総合病院 医事課管理係 代表 047-322-0151